



衆議院憲法調査会ニュース

H13.4.27 号外第2号

— 第 151 回国会 —

発行：衆議院憲法調査会事務局

第2回地方公聴会開催を決定

昨日(4月26日)の憲法調査会において、兵庫県神戸市での地方公聴会開催を決議しました。開催の趣旨、開催要領等は、以下のとおりです。

1. 開催の趣旨

衆議院憲法調査会は、日本国憲法について広範かつ総合的に調査するため昨年1月20日に設置されて以降、日本国憲法の制定経緯、戦後の主な違憲判決、21世紀の日本のあるべき姿について調査を行ってまいりました。本調査会では、引き続き21世紀の日本のあるべき姿について調査を行っておりますが、調査を行うに当たり、広く国民の各層から日本国憲法について(21世紀の日本のあるべき姿)ご意見を聴取するため、仙台地方公聴会に次いで第2回の地方公聴会を6月4日(月)兵庫県神戸市において開催することとなりました。

2. 開催要領

- ①日 時 H13.6.4(月) 13:00～
- ②場 所 兵庫県神戸市 ホテルオークラ神戸
- ③派遣委員 中山会長外委員10名
- ④意見陳述者 10名(予定)

なお、意見陳述者は各党から推薦された方以外、近畿2府4県(滋賀、京都、大阪、兵庫、奈良、和歌山)より一般公募(2名程度)を行い、意見の概要、年齢、性別、職業等を勘案の上、幹事会において選定します。

⑤議事順序

- ・開 会
- ・団 長 挨拶
- ・意見陳述者の意見開陳(各10分)
- ・派遣委員から意見陳述者に対する質疑
(各10分×9人)

- ・団 長 挨拶
- ・散 会

⑥議事整理等

- ・団長が会議における座長を務め、会議の議事整理及び秩序保持等を行います。
- ・会議は、衆議院における議事規則に準拠して行います。

⑦傍 聴

国会議員、国会議員秘書、官公庁関係者、報道関係者のほか一般傍聴を団長において許可します。一般傍聴は、各会派に対する割当の外、

あらかじめ事務局に傍聴を申し込み、当日傍聴券を持参した方の傍聴についてのみ認めます。
(100名程度)

3. 意見陳述の申出方法

近畿2府4県に在住する者で意見を述べようとする方は、住所、氏名(ふりがな)、年齢、性別、職業、電話番号、日本国憲法について(21世紀の日本のあるべき姿)の意見の概要(意見を述べようとする理由及び具体的事項を800字以内)及び「兵庫県公述希望」の旨を記載し、封書又は電子メールで下記の宛先へ提出して下さい。申し出た方の中から幹事会で選定の上、通知いたします。なお、意見陳述者の方には、旅費・日当を支給いたします。

※傍聴も希望する方は、別途傍聴者にお申し込み下さい。
※意見陳述者に選ばれた方には、開催日の1週間前頃までにご連絡いたします。

※意見陳述者に選ばれた方以外の応募者の意見書を公表することや、個々の意見書に直接回答することはいたしません。

【締 切】 H13.5.21(月)(必着)

【宛 先】 〒100-8960

東京都千代田区永田町 1-7-1

衆議院憲法調査会事務局気付

憲法調査会会長宛

・電子メールアドレス

kenpou@shugiin.go.jp

4. 傍聴の申込方法(一般傍聴)

傍聴を希望する方は、封筒の表に「兵庫県傍聴希望」と記載し、宛先及び郵便番号を明記して80円切手を貼った返信用封筒(長型4号程度)を必ず同封し、下記の宛先へお申し込み下さい(1人1通に限ります)。なお、申込み多数の場合は、抽選により傍聴者を指定の上、その旨申込者宛に通知いたします。※開催日の1週間前頃までに、傍聴者に選ばれた方には傍聴券を、抽選にもれた方にはその旨を記載した文書を郵送いたします。

【締 切】 H13.5.21(月)(必着)

【宛 先】 〒100-8960

東京都千代田区永田町 1-7-1

衆議院憲法調査会事務局気付

憲法調査会会長宛

[問合せ先] 衆議院憲法調査会事務局

03(3581)5563(直通)

03(3581)5111(代表)

内線2704又は2705

第2回地方公聴会は、6月4日(月)午後1時から兵庫県神戸市にて開催されます。